

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年5月15日
【四半期会計期間】 第12期第1四半期（自平成27年1月1日至平成27年3月31日）
【会社名】 株式会社モブキャスト
【英訳名】 mobcast inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藪 考樹
【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目8番10号
【電話番号】 03-5414-6830
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 佐武 利治
【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目8番10号
【電話番号】 03-5414-6830
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 佐武 利治
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 連結累計期間	第12期 第1四半期 連結累計期間	第11期
会計期間	自平成26年1月1日 至平成26年3月31日	自平成27年1月1日 至平成27年3月31日	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日
売上高 (千円)	1,107,326	848,885	3,818,587
経常利益又は経常損失 () (千円)	149,801	56,718	316,012
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失 () (千円)	13,530	55,566	154,641
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	16,760	53,227	140,094
純資産額 (千円)	2,030,607	2,503,498	2,233,406
総資産額 (千円)	3,493,860	4,395,681	4,216,843
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 () (円)	0.97	3.88	11.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	0.95	-	10.87
自己資本比率 (%)	52.94	56.48	52.60

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第12期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社が許諾を得ている契約

相手方の名称	許諾内容	契約締結日	契約内容	契約期間
FIFPro COMMERCIAL ENTERPRISES BV（国際プロサッカー協会）	選手名、選手の肖像等	平成24年7月2日	使用許諾	平成24年7月2日から平成27年7月1日まで
一般社団法人日本野球機構	球団名、球団マーク、所属選手名、選手の肖像等	平成27年3月1日	使用許諾	平成27年3月1日から平成28年2月29日まで
株式会社セミック	日本プロ野球OB選手の肖像等	平成27年3月1日	使用許諾	平成27年3月1日から平成28年2月29日まで

（注）上記については、個別に契約をした球団又は選手の肖像権使用対価を支払っております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

ここ数年のスマートフォンの急速な普及により、人々が日常的にインターネットに接触する機会が増加し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者も増加を続けております。このようにインターネットは生活インフラに近づきつつあり、伴ってモバイルインターネット市場も急拡大しております。

このような事業環境の下、当社は、前連結会計年度に引き続き自社運営モバイルゲームプラットフォーム「m o b c a s t」の機能強化と、モバイルソーシャルゲームの開発及び運営に取り組みました。

自社開発ゲームコンテンツとして、「18 キミト ツナガル パズル」の配信を開始いたしました。外部ディベロッパー製ゲームコンテンツとしては、株式会社ニジボックス「陰陽の道～大正幻想録～」、株式会社アスキス「異種格闘技 in JAPAN」の配信を開始いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の当社グループの業績は、売上高は848,885千円（前年同四半期比23.3%減少）、営業損失は50,185千円（前年同四半期は営業利益165,069千円）、経常損失は56,718千円（前年同四半期は経常利益149,801千円）、四半期純損失は55,566千円（前年同四半期は四半期純利益13,530千円）となりました。

（2）財政状態の分析

（資産）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末より178,838千円増加し、4,395,681千円となりました。主な内訳は「現金及び預金」が168,498千円増加し、「売掛金」が24,913千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末より91,254千円減少し、1,892,183千円となりました。主な内訳は「長期借入金」が20,964千円及び「社債」が50,100千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末より270,092千円増加し、2,503,498千円となりました。主な内訳は「資本金」が158,992千円及び「資本剰余金」が158,992千円増加し、「利益剰余金」が55,566千円減少したことによるものであります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,500,000
計	45,500,000

【発行済株式】

種類	第1四半期連結会計期間 末現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,556,808	14,560,808	東京証券取引所 マザーズ	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は、 100株であります。
計	14,556,808	14,560,808	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第24回新株予約権

決議年月日	平成26年12月17日
新株予約権の数(個)	2,480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	248,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	881(注2)
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 881 資本組入額 441
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行う場合、各発行対象者の1個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。
なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 合併・分割・併合等の比率

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整するものとする(但し、1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{合併・分割・併合等の比率}} \times 1$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整するものとする(但し、1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式総数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- 3.(1) 新株予約権者は次の各号の一つにでも該当した場合、所定の権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使することができない。

法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

事由の如何を問わず、本件新株予約権割当時から権利行使時までの間に、当社の取締役、監査役、従業員又は当社の顧問、コンサルタント等の外部協力者（但し、業務委託契約等の契約が締結されている者に限る。）その他当社との雇用関係若しくは委任関係等に基づく正式な職務を辞任若しくは退任し又は解任された場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的・私的倒産手続を自ら申し立て若しくは第三者に申し立てられた場合又は支払不能に陥った場合

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

- (2) 前項 号の規定に拘わらず、新株予約権の割当を受けた者が取締役、監査役、従業員又は外部協力者で地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社の辞令、指示、命令等に基づき関連会社に転籍した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社の従業員のまま定年退職した場合

新株予約権の割当を受けた者がやむを得ない当社の業務上の都合により当社を退職し、かつ取締役会が権利行使を特に承認した場合

- (3) 新株予約権者は、平成26年12月期から平成27年12月期までのいずれかの期の営業利益について、下記(a)、(b)、(c)及び(d)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 5億円を超過した場合

割り当てられた新株予約権の30%

- (b) 10億円を超過した場合

割り当てられた新株予約権の50%

- (c) 15億円を超過した場合

割り当てられた新株予約権の80%

- (d) 20億円を超過した場合

割り当てられた新株予約権の100%

なお、上記(a)、(b)、(c)及び(d)における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、割当日から平成27年3月31日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式取引終値が一度でも行使価額に70%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合は、その翌日以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。正し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第 1 四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第 1 四半期会計期間 (平成27年 1 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	2,900
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	290,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	1,062
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 (円)	307,980,000
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	5,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	500,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	1,062
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (円)	531,000,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年 1 月 1 日 ~ 平成27年 3 月31日 (注) 1	356,000	14,556,808	158,992	977,475	158,992	811,025

(注) 1 . 新株予約権の行使による増加であります。

(注) 2 . 平成27年 4 月 1 日から平成27年 4 月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ800千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第 1 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載できないことから、直前の基準日（平成26年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,300	13	
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,197,400	141,974	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	2,108		
発行済株式総数	普通株式 14,200,808		
総株主の議決権		141,987	

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
B Dash Fund 1号 投資事業有限責任組合	東京都港区		1,300	1,300	0.01%
計			1,300	1,300	0.01%

(注) 他人名義で所有している理由等

当社が出資している「B Dash Fund 1号投資事業有限責任組合」が保有している株式のうち、当社持分相当であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,956,415	2,124,913
売掛金	463,597	438,683
繰延税金資産	84,073	101,137
その他	134,800	137,103
貸倒引当金	472	334
流動資産合計	2,638,413	2,801,503
固定資産		
有形固定資産	54,927	61,099
無形固定資産		
のれん	659,046	649,012
その他	533,146	575,555
無形固定資産合計	1,192,193	1,224,568
投資その他の資産	331,308	308,510
固定資産合計	1,578,430	1,594,177
資産合計	4,216,843	4,395,681
負債の部		
流動負債		
短期借入金	100,000	200,000
1年内償還予定の社債	100,200	100,200
1年内返済予定の長期借入金	426,256	415,856
未払金	302,371	329,286
未払法人税等	31,352	1,734
賞与引当金	43,033	-
その他	167,214	102,367
流動負債合計	1,170,427	1,149,443
固定負債		
社債	199,800	149,700
長期借入金	606,000	585,036
退職給付に係る負債	7,209	8,003
固定負債合計	813,009	742,739
負債合計	1,983,437	1,892,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	818,483	977,475
資本剰余金	768,963	927,955
利益剰余金	656,766	601,199
自己株式	1,645	1,645
株主資本合計	2,242,568	2,504,985
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	24,695	22,356
その他の包括利益累計額合計	24,695	22,356
新株予約権	15,533	20,870
純資産合計	2,233,406	2,503,498
負債純資産合計	4,216,843	4,395,681

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
売上高	1,107,326	848,885
売上原価	589,661	493,072
売上総利益	517,664	355,813
販売費及び一般管理費	352,595	405,999
営業利益又は営業損失()	165,069	50,185
営業外収益		
受取利息	1,229	251
その他	306	200
営業外収益合計	1,535	451
営業外費用		
支払利息	2,554	2,935
為替差損	8,147	1,225
株式交付費	6,018	2,022
その他	82	801
営業外費用合計	16,803	6,984
経常利益又は経常損失()	149,801	56,718
特別利益		
新株予約権戻入益	-	7,564
事業譲渡益	44,864	-
特別利益合計	44,864	7,564
特別損失		
減損損失	18,293	-
固定資産除却損	53,789	-
その他	12,477	-
特別損失合計	84,560	-
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	110,106	49,153
法人税、住民税及び事業税	12,417	200
法人税等調整額	84,159	6,212
法人税等合計	96,576	6,413
少数株主損益調整前四半期純利益又は 少数株主損益調整前四半期純損失()	13,530	55,566
四半期純利益又は四半期純損失()	13,530	55,566

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は 少数株主損益調整前四半期純損失()	13,530	55,566
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	3,229	2,338
その他の包括利益合計	3,229	2,338
四半期包括利益	16,760	53,227
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	16,760	53,227

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
投資その他の資産	6,300千円	6,300千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
減価償却費	82,821千円	72,030千円
のれんの償却費	10,612	9,537

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

株主資本の金額の著しい変動

新株予約権の行使による新株発行に伴い、当第1四半期連結累計期間において資本金が158,992千円、資本剰余金が158,992千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が977,475千円、資本剰余金が927,955千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

当社グループは、モバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

当社グループの事業は、モバイルゲーム事業及びソーシャルマーケティング事業がありますが、モバイルゲーム事業以外の事業の重要性が乏しいと考えられるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	0円97銭	3円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(千円)	13,530	55,566
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	13,530	55,566
普通株式の期中平均株式数(株)	13,888,809	14,316,309
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0円95銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	232,493	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月12日

株式会社モブキャスト
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 齊藤 浩司 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 寺田 聡司 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モブキャストの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社モブキャスト及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。